

## 県立広島大学図書館蔵『桜田薩琉軍記』をめぐる

目黒 将史

The consideration about "Sakurada-Satsuryu-Gunki", owned by Prefectural University of Hiroshima Library.

Masashi MEGURO

### 一、はじめに―県広本の書誌―

県立広島大学図書館蔵『桜田薩琉軍記』（以下、県広本）は、慶長十四年（一六〇九）の薩摩藩による琉球侵略を描いた軍記（薩琉軍記）の増補群諸本の一伝本である〔1〕。目黒著書では、立教大学図書館所蔵本（以下、立教本）のみを確認しているとしたが、新伝本が発見され、令和三年度県立広島大学重点研究事業〔2〕により、県立広島大学図書館に所蔵されることになった。さらに、これまで増補群諸本として、『薩琉軍記追加』と『桜田薩琉軍記』とを分けてきたが、本研究により、同じ諸本であることが判明した。これでハワイ大学宝玲文庫蔵本（以下、宝玲本）を合わせて、三伝本ということになる。詳しくは後述するが、県広本の発見、分析により特定地域における〈薩琉軍記〉流布の一端が垣間見えてきたのである。県広本は唯一の完本でもあり、大変貴重な発見と言えよう。ここに紹介し、さらなる研究に向けての一助としたい。

また、目黒著書では、立教本を確認したのが校正段階ということも

あり、解題や諸本一覧に誤謬が散見される。ここに訂正していきたい。

まずは、書誌を記しておく。

〔請求記号〕 913.5/Sa46 110085516～110085538

〔登録書名〕 薩琉軍記 20巻追加5巻 〔刊写年次〕 写本・近世後期

〔外題〕 薩琉軍記（簽・書・原） 〔内題〕 薩琉軍記

〔装訂〕 袋綴 〔料紙〕 楮紙 〔表紙〕 原表紙、紺地、無紋

〔見返し〕 原見返し、本文共紙、備考参照、左図

〔数量〕 全存、二十五卷二十三冊（内、追加五卷五冊）

〔寸法〕 二六・六×一七・八 糎

〔丁数〕 1冊32丁、2冊38丁、3冊27丁、4冊42丁、5冊29丁、6冊

37丁、7冊22丁、8冊38丁、9冊37丁、10冊42丁、11冊29丁、12冊

31丁、13冊29丁、14冊32丁、15冊 31丁、16冊37丁、17冊36丁、18

冊49丁、19冊37丁、20冊35丁、21冊 37丁、22冊50丁、23冊47丁

〔用字〕 漢字・片仮名 〔絵画〕 なし 〔書写者〕 未詳

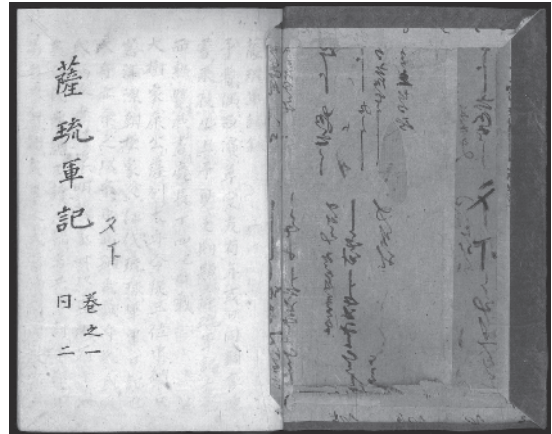
〔蔵書印〕 丸墨印「仙台／桃生／長面浜／高橋屋」左図参照

巻十二（10冊）見返しに「癸卯秋」「鷹石山人識」という半丁分の整版印刷された紙が貼付されている（左図、現在剥落）。内容は写本の白紙の部分に落書きをすることを禁ずるものであり、貸本屋の主人による注意書きであろうか。「癸卯秋」は、本書の内容を鑑みると天保十四年（一八四三）でよいのではないかと考えられる。

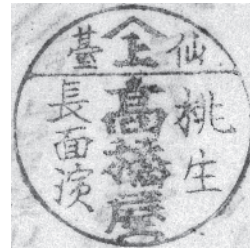
の可能性も残る。

「奥書・識語」なし 「序」あり、後述 「跋」なし

「備考」見返し裏に「薩琉軍記」の題あり。現状は糊が剥がれ、表紙と剥離しており、扉とも解せる。しかし、現在の装丁ができあがった当時において、扉と呼べない作りであったことは間違いない。これを原装とみる。表紙を付ける前段階の作品名記入であろうか。一方で、この見返しが原装の表紙であり、現在の表紙が後表紙の可能性も残る。



※見返し裏に記された題

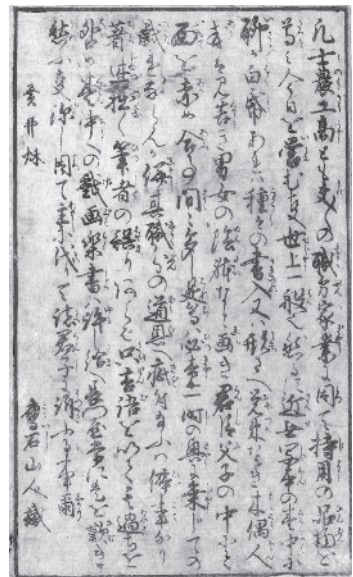


二、偽書『桜田薩琉軍記』―「序」という物語―

当本には、いくつかの序が付されている。その内容を確認してみよう。それぞれ序題が異つたり、なかつたりするので、便宜上、【序・1〜5】に分類した。引用に際して、翻刻は追い込みとし、句読点、濁点、発話にカギ括弧、書名に二重カギ括弧を補い、旧字体は現行の字体に直した。文意に則して改段した。ルビは底本のママ、（ ）のルビは稿者による。また、注目すべき箇所をゴチにしている。

- ① 県立広島大学図書館（二十五卷二十三冊、全存）
- ② ハワイ大学マノア校ハミルトン図書館宝玲文庫（六卷三冊、追加六巻のみ存）
- ③ 立教大学図書館（十九卷十九冊、巻二、十一〜十四、十九欠）（3）

『桜田薩琉軍記』の書名について、外題、内題ともに「薩琉軍記」とあるが、「薩琉軍記」を統一書名にすると他諸本との判別がつかなくなる。そこで目黒著書において、『桜田薩琉軍記』と名付けることにした。伝本は以下の通り。



※巻十二（冊）見返し・貼紙

【序・1】

薩琉軍記叙

予嘗テ偶ニスルコト西浜ノ草堂ニ爰有レ年。或日、同調客懷レシ書ヲ來、投ニス机上ニ。予見之、則題ニスル薩琉軍記ト者也。而熟ニ覽ルニ其書一ヲ、慶長十四己酉、戴大樹家康公、薩州ノ太守令ニ從ニ三位中納言島津源朝臣家久一ヲ、征ニ伐琉球一ヲ軍中日記也。太守亦命レルニ之ニ、以ニス家臣新納武藏守久氏一ヲ。為レ人ト、少好レ学ヲ、明レ経、家世以ニ武術一ヲ冠ニ于国ニ矣。久氏嘗テ謂、「不レ読ニ六韜一ヲ者共勿レ討ルコト、不レ觀ニ周易一ヲ者共勿レ語ルコト矣」。且久氏、当レ預ニ行ニ国政一ヲ、雖ニ君主ト見ニ其過一ヲ、則以レ道ヲ直ニ諫之一ヲ。尚有ニ犯レ法ヲ者、不レ避ニ内史一ヲ、不レ憚ニ連枝一ヲ、正ニ賞罪一ヲ。不レ違ニ毫釐一ヲ、其清高如此。誠拔群股肱之臣也。故懷公命而渡ニ琉球一。出ニ老軍一ヲ、亡ニ千虜一ヲ。擒レ王繫レ妃。轟ニ威風於海内ニ、留ニ勲功於異域一ヲ。是亦君之德乎、抑亦臣之勇乎。蓋此軍記所レ宗、為レ令ニ童蒙一誦習一記レ之、咸以ニ国字一ヲ。故不ニ敢輕伝ニ鴻士老生ニ也。雖レ然、見ニ此書一者、豈云レ非ニ嗜レ武之一助一ニ哉。依レ之、予亦不レ辱ニ拙才一ヲ、贅ニ教語一ヲ、以題ニスル軍記始ニ者歟。

維時皇和慶長十七載龍舎壬子孟冬望日

薩州西浜桑門 寧逸陳人識

【序・2】

右序文、作者寧逸禪師ハ、肥後国佐々木氏某ノ三男ニシテ、十二歳ノ夏、同国佐賀郡恵日山高伝禪寺ニ於テ出家ス。性質温雅ニシテ、亦善ク法意ニ達シ、尚仏経祖録ヲ熟読シテ、尤外伝ヲ歴覽ス。後、同国高倉ノ邑、萬年山永福寺ニ住ス。閑居ニシテ、薩州堅浦ノ海浜、仏母庵ニ寓居スルコト多年、但シ參禪ノ与興ニ頗連歌ヲ嗜シム。元和二丙辰年四月二十一日、靜ニ禪定ニ入テ叙ス。

蓋シ此軍記ノ作者桜田備中常種、兼テ此師に參ジテ善ク禪機ニ通ズ。此師、又常種ヲ見ルコト友ノ如クニシテ、青眼ノ交リ厚シ。故ニ此序文ヲ乞フ。師又許之、常種、齡半百ノ後ニ至テ剃髮シテ、名ヲ魏然ト改メ、薩琉両陳ノ亡靈ヲ回向スト云。

【序・3】

附録

注ニ此書一、不ニ敢為ニ一字臆說一、率從ニ本書文義一。評ニ其傍一者、從ニ山川、谿谷、禽獸、草木、名類一、至ニ人倫、官録、書籍、器財、品物一也。本朝、異域之考証、其浩博紛々然乎。以ニ予短才一、可ニ何精窮一哉。故未レ詳者闕如、而以俟ニ通博之補一。入ニ庶幾一、既ニ讀此軍記一。諸才子苟舎ニ其後言一、以質ニ其謬一矣。

尚世有ニ薩琉軍談一。其書比ニ此軍記一者、少同大異而疑、是出ニ入、薩琉軍記、及び薩陽風土記、島津家訓、島津武鑑等類一。惟從狻兕輩所レ著乎。其至ニ年月、日時、四季、寒暖、官人、爵位、武將、俸禄、軍師、明闇、士卒、剛臆、郡県、遠近、地理、出沒等一、竿濫不レ可ニ勝計一。是其撰者欺レ人然乎。抑亦後人模ニ写之ニ誤歟、不レ可レ知。

蓋於ニ此軍記一也。其品類者、凡百二十四ヶ條、論レ之為ニ二十卷一。是所謂雖ニ寒卿、童蒙翫読書一、不レ分ニ好悪真偽一、則亦不レ足ニ翫読一矣。故從ニ尤実說一、注レ之評レ之。

元和第二丙辰戴春三月初五日

薩陽隱士八十又四歳 樋口文梁謹識

【序・4】

右附録ノ作者、樋口文梁ハ、即チ予ガ祖父ニシテ、当時慶長ノ昔、琉球御出陣ノ砌ハ、八重垣ノ湊ニ於テ、大軍師武藏守ニ三ヶ条ノ一大事ヲシタル、樋口常左エ門也。御凱陣ノ後、其勲功ニ依テ、本録三百

石ヲ賜リ、永久武門ニ昇進ス。但慶長十四年ヨリ元和二年迄凡七年ニ至ル。蓋小子此軍記ヲ補入セシハ、宝永七庚寅年ニシテ、慶長十四年ヨリ凡一百二年に及ブ也。蓋シ此軍記ハ、桜田備中ト琉球千里山ノ盃龜靈ト相撰シテ一部トナセル者也。

樋口文友謹誌

### 【序・5】

薩琉軍記辭

予ガ祖父文梁、行齡八十有余歳ニシテ評註ス。老僧ノ願情ナルガ故ニ、簡卒ニシテ精要ナラズ。雖レ然敢テ毫釐ノ私シヲ交ヘズ、只真議ヲ標スルノミ。

今茲琉求ヨリ有司ノ者来朝シテ、薩陽ノ太守ヲ拝賀ス。是亦先規ノ恒例ナレバ也。有司、名ハ篤、性ハ魯、字ハ測石、琉球迪坡ノ人也。是則ソノカミ薩琉合戦ノ時、千里山ノ萬機將軍朱伝説ト云モノ、副將、魯珉石ガ曾孫也ト、右魯測石、先規ニ從テ、我家に止宿スルコト已ニ三日ニ及ブ。依レ之互ニ往昔ノ軍事ヲ問答スルコト、夜ヲ以テ日ニツグ。コレガタメニ予、弥コノ軍記ヲ詳窮スルコトヲ得タリ。

蓋去ル宝永五年、琉球ノ政議大夫、程順則ガ著述セシ『六論衍義』ヲ尋ルニ、測石答テ曰、「此則昔年合戦ノ時、我王ノ命を蒙リ、暫ク軍師ノ職ヲ預リシ、迪坡ノ程韻則ガ嫡孫也」。

且コノ軍記ハ通俗ノ俚語ト云トモ、本朝、異域、雑事コモクニ混乱ニシテ、往々其文理ノ分明ナラズシテ、疑々スル処アルニ似タリ。故ニ予モ亦祖父文梁ガ志ヲシタフテ、再ビ自ラ論ヲタテ、評ヲ為シテ、コノ軍記ヲ甄読スル諸君子ノ一助ニモ成シカト、禿毫ヲ四壁ノ内ニ採テ謹デ識ス。

宝永七年庚寅冬十一月

樋口文友拜

これらの【序・1〜5】がすべて正しいとするならば、『桜田薩琉軍記』は、慶長十四年（一六〇九）の琉球侵略に参陣した薩摩武士「桜田常種」と琉球の武将「盃龜靈」がともに編んだもので、慶長十七年（一六一二）に薩摩の「寧逸」という僧が序文を記して、一応の完成をみる。その後、これも琉球侵略に参陣した薩摩武士「樋口文梁」という者が、元和二年（一六一六）までに、ある程度の評注を付け二十巻に仕立てた。そして、その孫の「樋口文友」が宝永七年（一七一〇）に祖父の志を継いで(4)、評注を付け加えたものということになる。しかし、これはありえない。目黒著書で示したとおり、そもそも『薩琉軍記』は元禄五年（一六九二）刊行の『通俗三国志』を下敷きにしており、近松門左衛門の浄瑠璃と表現が近いことから、享保期（一七一六〜一七三五）頃の作品であると考えられ、序の内容とは矛盾をきたすことになるのである。

また、すでに目黒著書で指摘したが、【序・4】において、桜田常種と盃龜靈（諸本「孟龜靈」、「孟」と「盃」の誤読）とが、ともに作成に関わったとされる。孟龜靈は『薩琉軍記』で創作された架空の武将であり、桜田常種も存在を確認できない人物である(5)。さらに言えば、盃龜靈の誤読は『薩琉軍談』などの初期型テキストを踏まえている傍証にもなる。よって当本は、桜田常種という人物に仮託された偽書（擬書）であり、『薩琉軍記』初期型テキストを踏まえた増広本として位置づけられるのである。

【序・3】において、『薩琉軍談』の撰者は、人をたぶらかしているとされ、散々な言われようがなされている。確かに『薩琉軍談』は『薩琉軍談』に限らず諸本すべてに言えることだが、架空の琉球侵略物語であり、近世期から現代まで歴史家には批判されている(6)。しかし、『桜田薩琉軍記』も同じである。それは「百二十四ヶ條」の評注を付した程度では覆らない、テキストの根本的な問題なのである。



『桜田薩琉軍記』のみが歴史的事実に近いなどあり得ないことなのだ。また、【序・5】に、「宝永七庚寅（一七二〇年）冬十一月」とある。

しかし、当本には、為朝を祀った舜天大神宮のことが記され（『和漢三才図会』（正徳二年・一七一一）の用例が早い）、また、程順則『六諭衍義』のことが見える。『六諭衍義』は程順則が宝永三年（一七〇六）に清から琉球へ持ち帰ったもの。日本では、享保四年（一七一九）、島津吉貴から徳川吉宗に献上され、获生徂徠の訓訳本（享保六年・一七二一）、室鳩巢の『六諭衍義大意』（享保七年・一七二二）の出版以降、一般に広まっていくため、この序の年次の信頼性は乏しい。

ただし、宝永七年に琉球使節が来朝しているとするのは興味深い。使者の名前は異なるが、確かに徳川將軍家宣、琉球王尚益が位に就いたことから、宝永七年に琉球使節が来朝している(7)。ある程度の琉球知識を踏まえて、物語の形成がなされていると言えるだろう。

まさに「序」という物語である。これらのことから当本の成立は、江戸中期に成立した『薩琉軍談』に、さらなる加筆をして江戸後期以降に成立したといっても差し支えないのではなからうか。

また、この序から（『薩琉軍記』）享受の一端が垣間見える。目黒著書にて、「『薩琉軍記』には、「娯楽的な読本としての琉球侵攻の語り」と「歴史を語る素材としての語り」の二面性が指摘できる」としたが、序では「既読」という語がキーワードになっている。この序で重要なのは、物語の歴史的事実ではなく、物語享受の歴史の一面を語っていることなのである。（『薩琉軍記』）は子供たちが歴史物語、合戦物語を求めて興奮する、現在の時代小説的であり、大河ドラマ的な位置づけがなされていたのだ。

三、『桜田薩琉軍記』の全体像―県広本と立教本との相違―

さて、『桜田薩琉軍記』はどのように物語を増幅しているのだろうか。本稿では詳細な分析まではかなわない。ここではまずは全体像を示すために章段名をあげることにする。以下に「県広本・立教本章段対象表」を示した。対象表の凡例は次の通り。上段に県広本、下段に立教本(8)の各冊に記された目録に従い、章段名を列挙した。旧字体は現行の字体に直した。ルビは底本のママ翻字した。県広本と立教本との異同はゴチで表した。ただし、「并」「並」のような表記の違い、返り点については無視した。県広本にあり、立教本にない箇所は空角とした。立教本において、該当巻が欠巻している場合は、巻の下に「(該当巻欠)」を記入した。

県広本・立教本章段対象表

県広本・章段一覧	立教本・章段一覧
<p>卷之一</p> <p>薩琉両或問次序九箇條 並島津家中興來歴條 同中山王贈福州書簡一條 同琉球古実引三世法録一條</p> <p>卷之二</p> <p>鎌倉殿局若狭方懷腹條 并島山庄司重忠取計條 同於住吉忠久卿誕生條 同田子浦若狭方詠歌條</p> <p>卷之三</p> <p>家久卿被蒙征伐欽命一條 同弥太夫兵之進口論條 同家久卿帰国軍用之條 同新納武蔵守蒙軍師一條</p>	<p>卷之一</p> <p>薩琉両或問次序九箇條 並島津家中興來歴條 同中山王贈福州書翰一條 同琉球古実引三世法録一條</p> <p>卷之二(該当巻欠)</p> <p>鎌倉殿局若狭方懷腹條 並島山庄司重忠取計條 並於住吉忠久卿誕生條 同田子浦若狭方詠歌條</p> <p>卷之三</p> <p>家久卿被蒙征伐欽命一條 同弥太夫兵之進口論之條 同家久卿帰国軍用等之條 同新納武蔵守蒙軍師一條</p>

卷之四

同於清水谷久氏軍備條  
 同佐野遠江守不吉兆條  
 同總軍勢出陣行列之條  
 同千ヶ竹八歳并八郎條  
 惣軍勢於八重垣滯陣條  
 并樋口常左工門言上條  
 同樋口奉琉球郡県誌之條  
 從薩州八重垣湊出船條  
 并久氏破琉球要漢閩條  
 同佐野帶刀信任拔驅條

卷之五

手伝説夜討遠江守陣條  
 并萩生弥八偽降伝説條  
 再朱伝説襲來日本陣條  
 并朱伝説一軍皆降參條  
 同大膳大夫奪倉廩島條

卷之六

乱蛇関程凡良降參之條  
 并平原美照甫求降參條  
 武蔵守施計再奪兵糧條  
 薩州勢一戰奪孤竹城條  
 南嶽雷毛石為罽鏢勇條  
 於觀音院文海問答之條  
 并問答次第訴大師王條

卷之七

佐野遠江守攻鉄壁山之條  
 并於駒隙門斬李志発條  
 城主王雲岳偽求降參條  
 佐野家主從不殘討死條  
 并八郎兄弟為拔群働條  
 同帶刀討王雲岳身代條

卷之八

卷之四

同於清水谿久氏軍備之條  
 同佐野遠江守不吉兆之條  
 同總軍勢出陣行列之條  
 惣軍勢於八重垣滯留條  
 同樋口常左工門言上之條  
 同樋口奉琉球郡県誌之條  
 同從薩州八重垣出帆條  
 同久氏破琉球要漢閩之條

卷之五

朱伝説夜討遠江守陣條  
 并萩生弥八偽降伝説條  
 再伝説襲來日本陣條  
 并朱伝説一軍皆降參條  
 同大膳大夫奪倉廩島條

卷之六

乱蛇関程凡良降參之條  
 并平原美照甫求降參之條  
 武蔵守施計再奪兵糧條  
 薩州勢一戰奪孤竹城條  
 南嶽雷毛石為罽鏢勇條  
 文海於觀音院問答條  
 并問答始終訴大師王之條

卷之七

佐野遠江守責鉄壁山之條  
 并於駒隙門斬李志発條  
 城主王雲岳偽求降參之條  
 佐野家主從不殘討死條  
 并八郎兄弟成拔群働之條  
 同帶刀討王雲岳身代之條

卷之八

卷之九

佐野帶刀再攻鉄壁山之條  
 并帶刀繫王雲岳父子之條  
 同葛城活計西北田等條  
 同種島大膳大夫過言條  
 永井越後見盤若山碑條  
 并蟠竜寺文海説碑文條  
 刑部入道降石門鼈丈之條  
 并鼈丈弟鼈達忿死之條  
 同潮音島周蘭木願降條  
 同大円入道一軍帰陣條

卷之十

久氏本陣移於鉄壁山之條  
 并大師王俊玄定軍師之條  
 同程雀對俊玄説十憂之條  
 同金難容雲蒙大元帥之條  
 卷之十一  
 金泰埒侵昌勘解由陣之條  
 并因幡守救勘解由輔之條  
 同金泰埒被縛因幡守之條  
 同金泰埒放欺全伯亮之條

卷之十二

武蔵守攻鎮護城一軍備條  
 并大師王俊玄為軍配條  
 歪龜靈為埔摩柴被縛條  
 同勝太夫生捕埔摩文官條  
 鳥津家久從関東被召條  
 比志鳥將監進赴関東之條  
 并於御殿御難問返答條  
 同比志鳥御太刀拝領條

卷之十三

卷之九

佐野帶刀再責鉄壁山之條  
 并帶刀繫王雲岳父子之條  
 同葛城活計西北田等之條  
 同種島大膳大夫過言之條  
 永井越後見般若山碑之條  
 并蟠竜寺文海説碑文條  
 刑部入道降石門鼈丈之條  
 并鼈丈弟鼈達忿死之條  
 同潮音島周蘭雨求降條  
 同大円入道一軍帰陣之條

卷之十

久氏本陣移於鉄壁山之條  
 并大師王俊玄定軍師之條  
 同程雀對俊玄説十憂之條  
 同金難容雲蒙大元帥之條  
 卷之十一(該当卷欠)

卷之十二

金泰埒侵昌勘解由陳之條  
 并因幡守救勘解由勢之條  
 同金泰埒被縛因幡守之條  
 同金泰埒放欺全伯亮之條  
 并大師王俊玄成軍配之條  
 卷之十二(該当卷欠)

卷之十三(該当卷欠)

歪龜靈為埔摩柴被縛條  
 并歪龜靈亦縛埔摩柴條  
 同勝太夫生捕埔摩文官條  
 鳥津家久從関東被召條  
 比志鳥將監進赴関東之條  
 同於御殿御難問返答條  
 同將監御太刀拝領之條

於<sub>二</sub>鉄壁山下<sub>一</sub>葬久近戸<sub>一</sub>之條  
 并仙蔵寺貫瑞賦<sub>二</sub>香語<sub>一</sub>之條  
 久氏詣<sub>二</sub>粉壁山八郎社<sub>一</sub>之條  
 同久氏書<sub>二</sub>舜天宮伝記<sub>一</sub>之條  
 薩州惣軍寄<sub>二</sub>歴川<sub>一</sub>進発條  
 并盃龜靈考<sub>二</sub>雲氣吉凶<sub>一</sub>之條  
 同金猊<sub>一</sub>一件破<sub>二</sub>四輪橋<sub>一</sub>之條  
 同種鳥大膳奪<sub>二</sub>鸚鵡溪<sub>一</sub>之條  
 同佐野帶刀取<sub>二</sub>迪坡関<sub>一</sub>之條  
 同葛城右衛門入道謀條

卷之十四

薩州惣軍勢攻<sub>二</sub>鎮護城<sub>一</sub>之條  
 并琉球勢困<sub>二</sub>大膳大夫<sub>一</sub>之條  
 同久氏急救<sub>二</sub>大膳大夫<sub>一</sub>之條  
 同久氏追<sub>二</sub>中郎將封側<sub>一</sub>之條  
 同周達功<sub>二</sub>金難容費則<sub>一</sub>之條  
 同金猊縛<sub>二</sub>大司馬洋祝<sub>一</sub>之條  
 同盃龜靈進説<sub>二</sub>大師王<sub>一</sub>之條

卷之十五

久氏率<sub>二</sub>大軍<sub>一</sub>赴<sub>二</sub>金雞城<sub>一</sub>之條  
 并中郎將封側守<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>之條  
 同久氏降<sub>二</sub>中郎將封側<sub>一</sub>之條  
 金泰埒不<sub>レ</sub>凶応<sub>レ</sub>変<sub>レ</sub>反忠條  
 并大師王俊玄入水<sub>一</sub>之條  
 同杉小田蔵人空<sub>二</sub>最後條  
 同大内蔵助<sub>二</sub>金泰埒命<sub>一</sub>之條

卷之十六

薩州惣軍攻<sub>二</sub>入群玉館<sub>一</sub>之條  
 并右將軍全寧范勇猛條  
 同八郎八蔵為<sub>二</sub>豪傑働<sub>一</sub>之條  
 中山帝尚寧守<sub>二</sub>節義<sub>一</sub>之條  
 并芙蓉公主代<sub>レ</sub>帝出陣條  
 同大膳大夫欲<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>公主<sub>一</sub>之條

於鉄壁山下葬久近戸<sub>一</sub>之條  
 并仙蔵寺貫瑞賦<sub>二</sub>香語<sub>一</sub>條  
 久氏詣<sub>二</sub>粉壁山八郎社<sub>一</sub>之條  
 同久氏書<sub>二</sub>舜天社伝記<sub>一</sub>之條  
 薩州惣軍寄<sub>二</sub>歴川<sub>一</sub>進発條  
 并盃龜靈考<sub>二</sub>雲氣吉凶<sub>一</sub>之條  
 同金猊<sub>一</sub>一件破<sub>二</sub>四輪橋<sub>一</sub>之條  
 同種鳥大膳奪<sub>二</sub>鸚鵡溪<sub>一</sub>條  
 同佐野帶刀取<sub>二</sub>迪波関<sub>一</sub>之條  
 同葛城右工門入道計<sub>一</sub>之條

卷之十四 (該当卷欠)

薩州惣軍勢 鎮護城<sub>一</sub>之條  
 并琉球勢困<sub>二</sub>大膳大夫<sub>一</sub>之條  
 同久氏 救<sub>二</sub>大膳大夫<sub>一</sub>之條  
 同久氏追<sub>二</sub>中郎 封側<sub>一</sub>之條  
 同周達功<sub>二</sub>金難容則費<sub>一</sub>之條  
 同金猊縛<sub>二</sub>大司馬洋祝<sub>一</sub>之條  
 同盃龜靈進説<sub>二</sub>大師王<sub>一</sub>之條

卷之十五

久氏率<sub>二</sub>大軍<sub>一</sub>赴<sub>二</sub>金雞城<sub>一</sub>之條  
 并中郎將封側 忠節<sub>一</sub>之條  
 金泰埒不<sub>レ</sub>凶応<sub>レ</sub>変<sub>レ</sub>返忠<sub>一</sub>之條  
 并大師王俊玄入水<sub>一</sub>之條  
 同杉小田蔵人空<sub>二</sub>最期條  
 同大内蔵助<sub>二</sub>金泰埒命<sub>一</sub>條

卷之十六

薩州惣軍攻<sub>二</sub>入郡玉館<sub>一</sub>之條  
 并右將軍全寧范勇猛條  
 同八郎兄弟為<sub>二</sub>豪 働<sub>一</sub>之條  
 中山帝尚寧守<sub>二</sub>節義<sub>一</sub>之條  
 并芙蓉公主代<sub>レ</sub>帝出陣條  
 同大膳大夫欲<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>公主<sub>一</sub>之條

卷之十七

中山帝陰幸<sub>二</sub>天寧禪寺<sub>一</sub>之條  
 并武内新左衛門使者條  
 帶刀連<sub>二</sub>來沙門頂礼者<sub>一</sub>之條  
 并于弼自縛<sub>レ</sub>帝出降參條  
 同帝都酒店峰岳忠節條  
 同帝及文武百寮降參條

卷之十八

薩州惣軍勢<sub>二</sub>処々在番條  
 并武蔵守上<sub>二</sub>殿群玉館<sub>一</sub>之條  
 同玉璽宝剑典籍明珠條  
 同大須賀大膳為<sub>二</sub>豪飲<sub>一</sub>之條  
 同久氏賦<sub>二</sub>五言詩一絶<sub>一</sub>之條  
 於<sub>二</sub>鸚鵡溪<sub>一</sub>昼夜起<sub>二</sub>白氣<sub>一</sub>之條  
 并葛城入道正考<sub>二</sub>雲氣<sub>一</sub>條  
 同第式受<sub>レ</sub>命奪<sub>二</sub>宝剑<sub>一</sub>來條

卷之十九

杉山嶼素竜結<sub>レ</sub>党蜂起條  
 并酈噲直<sub>二</sub>諫素竜逆意<sub>一</sub>之條  
 同盃龜靈考<sub>二</sub>武蔵守夢<sub>一</sub>之條  
 素竜弥為<sub>二</sub>毒殺放火計<sub>一</sub>之條  
 并大須賀大膳捕<sub>二</sub>逆徒<sub>一</sub>之條  
 同於<sub>二</sub>要漢城<sub>一</sub>毒殺放火條

卷之二十

中山帝依<sub>レ</sub>義欲<sub>二</sub>自伏<sub>レ</sub>劍條  
 并周達<sub>レ</sub>計縛<sub>二</sub>儼般素<sub>一</sub>之條  
 同於<sub>二</sub>船中<sub>一</sub>生<sub>二</sub>捕羅達素<sub>一</sub>之條  
 久氏為<sub>二</sub>鯨鯢計<sub>一</sub>擧<sub>二</sub>賊徒<sub>一</sub>之條  
 并酈仔雄父子免<sub>二</sub>災難<sub>一</sub>之條  
 薩琉阿陣罪人行<sub>二</sub>刑罰<sub>一</sub>之條  
 并依<sub>レ</sub>罪科<sub>二</sub>正<sub>レ</sub>輕重次第<sub>一</sub>之條  
 薩州勢登<sub>二</sub>黃雲山<sub>一</sub>田獵條  
 并大須賀大膳捕<sub>二</sub>野猪<sub>一</sub>之條

卷之十七

中山帝陰幸<sub>二</sub>天寧禪寺<sub>一</sub>條  
 并武内新左工門使者<sub>一</sub>之條  
 帶刀連<sub>二</sub>來沙門頂礼者<sub>一</sub>條  
 并于弼自縛<sub>レ</sub>帝出降參條  
 同帝都酒店峰岳忠條  
 同帝及文武百寮降參條

卷之十八

薩州惣軍勢<sub>二</sub>処々在番條  
 并武蔵守上<sub>二</sub>殿群玉館<sub>一</sub>條  
 同玉璽宝剑典籍明珠條  
 同大須賀大膳為<sub>二</sub>豪飲<sub>一</sub>條  
 同久氏賦<sub>二</sub>五言詩一絶<sub>一</sub>條  
 於<sub>二</sub>鸚鵡溪<sub>一</sub>昼夜起<sub>二</sub>白氣<sub>一</sub>條  
 并葛城入道正考<sub>二</sub>雲氣<sub>一</sub>條  
 同第式受<sub>レ</sub>命奪<sub>二</sub>宝剑<sub>一</sub>條

卷之十九 (該当卷欠)

杉山岐素竜結<sub>レ</sub>党蜂起條  
 并酈噲直<sub>二</sub>諫素竜逆意<sub>一</sub>條  
 同盃龜靈考<sub>二</sub>武蔵守夢<sub>一</sub>條  
 素竜弥成<sub>二</sub>毒殺放火計<sub>一</sub>條  
 并大須賀大膳捕<sub>二</sub>逆徒<sub>一</sub>條  
 同於<sub>二</sub>要漢城<sub>一</sub>毒殺放火條

卷之二十

久氏成鯨鯢計<sub>二</sub>擧<sub>レ</sub>逆徒<sub>一</sub>條  
 并酈噲仔雄父子免<sub>二</sub>災難<sub>一</sub>條  
 薩琉阿陣罪人行<sub>二</sub>刑罰<sub>一</sub>條  
 并依<sub>レ</sub>罪科<sub>二</sub>正<sub>レ</sub>輕重次第<sub>一</sub>條  
 薩州勢登<sub>二</sub>黃雲山<sub>一</sub>田獵條  
 并大須賀大膳捕<sub>二</sub>野猪<sub>一</sub>條

追加巻之一

同種島大膳不<sub>レ</sub>凶害<sub>レ</sub>人條  
 惣軍勢整<sub>二</sub>隊伍<sub>一</sub>令<sub>二</sub>掃陣<sub>一</sub>條  
 并七郎右衛門赴<sub>二</sub>関東<sub>一</sub>條  
 同於<sub>二</sub>御殿<sub>一</sub>祭<sub>二</sub>七座軍神<sub>一</sub>條  
 同於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>御凱陣儀式條  
 葛城上<sub>三</sub>十ヶ條<sub>二</sub>種島<sub>一</sub>條  
 并太守御評定御出席條  
 同右條々種島奉<sub>二</sub>返答<sub>一</sub>條  
 同双方共御咎被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>條

追加巻之二

新納武蔵守上<sub>三</sub>隱居願<sub>一</sub>條  
 并諸士依<sub>二</sub>軍功<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>恩賞<sub>一</sub>條  
 同佐野帶刀被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>姫君<sub>一</sub>條  
 同西北田入道御媒人條  
 同局面々御祝儀申上<sub>レ</sub>條  
 於<sub>二</sub>福昌寺<sub>一</sub>大法会供養條  
 并種島与<sub>二</sub>葛城<sub>一</sub>蒙<sub>二</sub>赦免<sub>一</sub>條  
 同依<sub>二</sub>大赦<sub>一</sub>罪人賜<sub>二</sub>施行<sub>一</sub>條  
 池田遠江為<sub>二</sub>野狐<sub>一</sub>減<sub>レ</sub>身條  
 并遠江向<sub>レ</sub>君欲<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>鉄砲<sub>一</sub>條  
 同遠江切腹被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>條

追加巻之三

種島与<sub>二</sub>佐野両家<sub>一</sub>争論條  
 并西北田活計取<sub>二</sub>扱<sub>一</sub>之條  
 新納久氏密所存申上<sub>レ</sub>條  
 并久氏忍術者共召寄條  
 同津久母施<sub>二</sub>計<sub>レ</sub>奸<sub>一</sub>害<sub>レ</sub>人條  
 同吉之助与<sub>二</sub>市郎報<sub>レ</sub>怨條  
 同津久母被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>裁<sub>一</sub>賊刑<sub>一</sub>條  
 追加巻之四  
 鹿兒島近辺夜々奇怪條  
 比志島彈正射<sub>二</sub>落化鳥<sub>一</sub>條

追加巻之一

同種島大膳太夫不<sub>レ</sub>凶害人條  
 惣軍勢整<sub>二</sub>隊伍<sub>一</sub>令<sub>二</sub>掃陣<sub>一</sub>條  
 並七郎右衛門赴<sub>二</sub>関東<sub>一</sub>之條  
 同於<sub>二</sub>御殿<sub>一</sub>祭<sub>二</sub>七座軍神<sub>一</sub>之條  
 同於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>御凱陣儀式之條  
 葛城上<sub>三</sub>十ヶ條<sub>二</sub>種島<sub>一</sub>條  
 並<sub>二</sub>太守御評定御出席條<sub>一</sub>  
 同右條々種島奉<sub>二</sub>返答<sub>一</sub>條

追加巻之二

新納武蔵守上<sub>三</sub>隱居願<sub>一</sub>條  
 並諸士依<sub>二</sub>軍功<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>恩賞<sub>一</sub>條  
 同佐野帶刀被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>姫君<sub>一</sub>條  
 同西北田入道御媒人之條  
 同局面々御祝儀申上<sub>レ</sub>條  
 於<sub>二</sub>福昌寺<sub>一</sub>大法会供養條  
 并種島与<sub>二</sub>葛城蒙<sub>二</sub>赦免<sub>一</sub>之條  
 同依<sub>二</sub>大赦<sub>一</sub>罪人施行之條  
 池田遠江為<sub>二</sub>野狐<sub>一</sub>ノ減<sub>レ</sub>身<sub>ヲ</sub>條  
 並<sub>二</sub>遠江向<sub>レ</sub>テ君<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>放<sub>二</sub>鉄砲<sub>一</sub>ヲ條  
 同遠江切腹被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>條

追加巻之三

種島与<sub>二</sub>佐野両家<sub>一</sub>争論條  
 並<sub>二</sub>西北田活計取扱<sub>一</sub>之條  
 新納久氏<sub>シテ</sub>密<sub>ニ</sub>所存<sub>ヲ</sub>申上<sub>レ</sub>條  
 並<sub>二</sub>久氏忍術者共召寄<sub>スル</sub>之條<sub>一</sub>  
 同津久母施<sub>二</sub>テ奸<sub>ニ</sub>害<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>之條<sub>一</sub>  
 同津久母被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>裁<sub>一</sub>賊刑<sub>一</sub>(9)ニ之條  
 追加巻之四  
 鹿兒島近辺夜々奇怪條  
 比志島彈正射落化鳥條

追加巻之五

陀羅尼正助組<sub>二</sub>留化鳥<sub>一</sub>條  
 并彈正主從知行<sub>二</sub>拝領條<sub>一</sub>  
 種島大膳大夫饗<sub>二</sub>賓客<sub>一</sub>條  
 并於<sub>二</sub>席上<sub>一</sub>諸賓為<sub>二</sub>口論<sub>一</sub>條  
 同市之進為<sub>二</sub>金吾<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>欺條  
 同金吾与<sub>二</sub>助共行<sub>二</sub>刑罪<sub>一</sub>條

追加巻之五

陀羅尼正助組留化鳥條  
 并彈正主從知行<sub>二</sub>拝領條<sub>一</sub>  
 種島大膳大夫饗<sub>二</sub>賓客<sub>一</sub>條  
 並於<sub>二</sub>席上<sub>一</sub>諸賓為<sub>二</sub>口論<sub>一</sub>條  
 同市之進為<sub>二</sub>金吾<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>欺條  
 同金吾与<sub>二</sub>助共行<sub>二</sub>刑罪<sub>一</sub>條

薩州太守御発駕 <sub>二</sub> 関東 <sub>一</sub> 條 并一鷗齋種島等御召條 同從 <sub>二</sub> 公儀 <sub>一</sub> 行列御聞合條 同日下悪平途中被 <sub>レ</sub> 斬條 同於 <sub>二</sub> 御庭 <sub>一</sub> 凱陣御規式條 同一鷗齋軍神奉 <sub>二</sub> 祭文 <sub>一</sub> 條 薩摩守家久御登城條 并一鷗齋種島等登城條 同種島越 <sub>レ</sub> 由來申上 <sub>レ</sub> 條 同從 <sub>二</sub> 公儀 <sub>一</sub> 薩州賜 <sub>二</sub> 琉球 <sub>一</sub> 條 同一鷗齋種島 <sub>二</sub> 拝領物 <sub>一</sub> 條 一鷗齋種島等再登城條 并一鷗齋說 <sub>二</sub> 和漢名馬 <sub>一</sub> 條 同種島戸隱駿馬 <sub>二</sub> 拝領條 <sub>一</sub> 同八郎八藏力量御試條 伊豆守与 <sub>二</sub> 一鷗齋 <sub>一</sub> 囲 <sub>レ</sub> 碁條 同種島見 <sub>二</sub> 大牛 <sub>一</sub> 甚欺笑條	薩州公御登城之條 並一鷗齋種島 <sub>二</sub> 登城 <sub>一</sub> 之條 同種島越 <sub>レ</sub> 由來申上 <sub>レ</sub> 條 同從 <sub>二</sub> 公儀 <sub>一</sub> 薩州賜 <sub>二</sub> 琉球 <sub>一</sub> 之條 同一鷗齋種島 <sub>二</sub> 拝領物 <sub>一</sub> 條 一鷗齋種島等再登城條 並一鷗齋說 <sub>二</sub> 和漢名馬 <sub>一</sub> 條 同種島戸隱駿名 <sub>二</sub> 拝領條 <sub>一</sub> 同八郎八藏力量御試條 同彈正与 <sub>二</sub> 一鷗齋 <sub>一</sub> 碁條 同種島見 <sub>二</sub> 大牛 <sub>一</sub> 甚欺笑條
---	--

大きく異なっているのが、巻十一と巻十二だが、この部分は立教本の当該巻が欠けているため、内容の確認ができない。それ以外に章段が大きく欠けている部分に関して、目録書写時の誤りと考えられ、細かい異同はあるにせよ、本文内容は同じであった。

一点興味深いのは、巻之六「孤竹城」である。「孤竹城」は（薩琉軍記）諸本では、「虎竹城」となっている地名である。目黒著書にお



いて、〈薩琉軍記〉諸本の『薩琉軍鑑』の伝本には、「帰竹城」となっているものがあり、「コチク」と「キチク」という音声から派生したのではないかと指摘した。ただし、「虎」と「帰」はくずし字が似ており、誤写の可能性が捨てきれなかった。当本の「孤竹城」は音から派生したと考えられなくもない。すでに述べてきたが、序において子供たちの享受が語られていた。そこには師や親からの「声」による物語りがあつたはずで、「孤竹城」という表記から、語り物としての〈薩琉軍記〉享受の可能性が感じられるのである。

四、『薩琉軍記追加』考―宝玲本との比較を通して―

卷之二十の末尾に次のような一節がある。

此軍記ニ追加ノ卷六冊アリ。

県広本も立教本も追加は五巻五冊の構成であり、この文言とは齟齬している。しかし、宝玲本は六巻(三冊)構成になっているのだ。ここでは、宝玲本の構成をうかがい、県広本との相違について見ていきたい。比較の決めごとは、先の対象表と同じである。

追加卷之一

惣軍勢整三隊伍一令三婦陣一條 并七郎右工門赴三関東一條  
并於御殿祭 軍神之條 并於殿中御凱陣儀式之事條

葛城上三拾ヶ條讒三種島一條 并太守御評定御出席條

并右條々種島奉三返答一之條

追加卷之二

新納武蔵守上ル隱居願一條 并諸士依三軍功一賜三恩賞一條  
并佐野帯刀被レ下三姫君一之條 并西北田入道御媒人之條

并局之面々御祝儀申上之條

於三福昌寺一大法会供養之條 并種島与葛城赦免蒙之條

并依大赦賜罪人施行之條

追加卷之三

池田遠江為三野狐一滅レ身條 并遠江向レ君欲レ放三鉄砲一條

同遠江切腹被レ為三仰付一之條

種島与佐野両家争論之條 并西北田活計取扱之條

追加卷之四

新納久氏密所存申上之條 并久氏忍術者共召寄之條

并津久母施奸計害レ人之條 并吉之助与市郎報レ怨之條

同津久母被レ行裁<sup>サイクハク</sup>二(10)刑一之條

鹿兒島近辺夜々奇怪條 比志島彈正射三落化鳥一條

陀羅尼正助組留化鳥條 并彈正主從知行拝領條

追加卷之五

種島大膳大夫饗賓客條 并於席上諸賓為口論條

同市之進為金吾一被欺條 并金吾与助共三行刑罪條

薩州太守関東御発駕之條 并一鷗齋種島等御召之條

并従公義行列御聞合之條 并日下悪平途中被斬條

并於御庭凱陣御規式之條 并一鷗齋軍神奉祭文條

追加卷之六

薩摩守家久卿御登城之條 并一鷗齋種島等登城之條

并種島趁跋由来申上之條 并従公義薩州賜琉球之條

同一鷗齋種島拝領物之條

一鷗齋種島等再登城之條 并一鷗齋説和漢名馬之條

同種島戸陰駿馬拝領之條 同八郎八藏力量御試之條

又彈正与一鷗齋囲碁之條 同種島見大牛甚欺笑條

ここにあげたように県広本と宝玲本との相違は巻を五巻にするか六巻にするかの違いしかない。巻之二十に「六冊アリ」とするように、もとは、宝玲本のような形で、六巻六冊だったのだろう。

また、県広本と宝玲本との相違点として、県広本の用字が「漢字片仮名交じり」なのに対して、宝玲本の用字が「漢字平仮名交じり」であるという違いもある<sup>(11)</sup>。県広本・立教本には読めないくずし字をこまかすような文字があり（追加、卷之三「裁馘」がいい例である）、やはり用字についても宝玲本のような形が原型であろうと考えられる。

宝玲本は『薩琉軍記追加』しか残っておらず、本編の違いはわからないが、さらに詳細に宝玲本と比較してみることによって、原型のイメージが想像できる可能性があり注目すべき伝本であると言える。

## 五、陸前地域における〈薩琉軍記〉流布

『桜田薩琉軍記』の三伝本には、それぞれ貸本屋と思われる印が押されている。以下にまとめてみる。

県広本・丸墨印

印記「仙台／桃生／長面浜／高橋屋」

現宮城県石巻市長面（旧宮城県桃生郡河北町）

宝玲本・長方形墨印

印記「陸前／高田／荒町／大黒屋」

現岩手県陸前高田市高田町荒町

立教本・小判形墨印

印記「仙奥／本吉郡／津谷町／徳田屋」

現宮城県気仙沼市津谷

押印が示す通り、いずれも陸前地域における貸本屋で享受されていたテキストに間違いはない。はっきりと近い地域において流布したことがわかる。『薩琉軍記』諸本においてめづらしい事例である<sup>(12)</sup>。また、陸前という地域も興味深い。琉球より遠い地域（琉球使節のルートか

らも遠い）で、新たな琉球侵略物語が生み出され、享受されていることが注目できるのだ。

ここまで見てきたように、当本は〈薩琉軍記〉の基礎的なテキストをもとに、琉球知識などを取り込みつつ増幅した諸本である。琉球から遠く離れた地域においても、琉球をめぐる言説は読み継がれ、語られていたわけである。

## 六、おわりに

『桜田薩琉軍記』は偽書（擬書）であり、序に記された年次など、その信頼性に欠けるものである。しかし、年次の信頼が乏しいことで、この資料の価値はそこなわれない。問題は、なぜこの江戸後期に、陸前地域で、〈薩琉軍記〉のような異国合戦物が必要とされたのかである。ここではその答えを出すまでには至らないが、それを解明するためにも、完本であり、全容が把握できる県立広島大学図書館蔵本の価値は非常に高いと言える。

今後は詳細な注解、読み進めが求められよう。とくに評注の部分がかような文献によっているのか判明すれば、テキストの性質が明らかになってくるはずである。さらには陸前地域における琉球資料がどれだけ残されているのか明らかにしていかなければならない。言うまでもないが当地域は東日本大震災の津波によって甚大な被害を受けた地域である。陸前という地域にどのように関わっているのかも検討しなければならぬだろう。残された課題は山積おり、今後も研究を続けていきたい。

- 注
- (1) 〈薩琉軍記〉については、拙著『薩琉軍記論 架空の琉球侵略物語はなぜ必要とされたのか』（文学通信、二〇一九年）を参照いただきたい。以下、目黒著書といった場合、この書籍を指す。
- (2) 令和三年度県立広島大学重点研究事業、若手奨励研究、研究テーマ「〈異域〉説話をめぐる総合的研究」、研究代表者…目黒将史。本論稿は、当該研究の実績の一部である。
- (3) 目黒著書において、一冊目を巻首と見て、「巻一欠」としたが、県広本の発見により、全体像が判明し、立教本一冊目が「巻一」であり、現状の形で完全であると確認された。ここに訂正する。
- (4) 目黒著書では「父」と解釈したが、「祖父」の誤りである。ただし、祖父だとしても、樋口文梁と樋口文友との年齢差は非常に大きい。例えば、文梁が五十歳の時に子が生まれ、その子が五十歳の時に文友が生まれたとしても、宝永七年の時点で、文友は七十八歳である。あり得ない話ではないが、いささか尋常ではない。
- (5) 薩摩藩の諸士を記す『本藩人物誌』（『鹿児島県史料集』）にも桜田常種、樋口文梁は確認できない。樋口姓については、朝鮮で亡くなった「樋口飛驒」（木曾義仲家臣、樋口次郎が祖先という）なる人物がいるが関係なからう。
- (6) 目黒著書「偽書としての〈薩琉軍記〉」。
- (7) 宮城栄昌『琉球使者の江戸上り』（第一書房、一九八二年）を参照。立教本は六巻欠けているが、巻一に総目録が付くため、全体像を確認できる。
- (8) 同筆で、「耳キリ鼻キルコト」という傍注あり。
- (9) 同筆で、「耳切鼻切」という傍注あり。
- (10) 立教本は、漢字片仮名交じり。
- (11)

(12) 目黒著書で指摘したように、『琉球征伐記』は、尾張、三河地域における流布がうかがえるが、ここまではっきりとしていない。

